

## 1. 目的

本業務は、深谷市の障害者（児）とその家族に対して障害者の生活状況と障害福祉サービス利用等に関する意識調査を行い、ニーズや課題等を把握・整理し、第7次深谷市障害者プランを策定するにあたり、必要な支援業務を委託するものである。

## 2. 業務の名称

第7次深谷市障害者プラン策定支援業務

## 3. 業務の内容

第7次深谷市障害者プランは、第6次深谷市障害者計画、第8期深谷市障害福祉計画、第4期深谷市障害児福祉計画を一体的に策定するものとする。

計画期間は、第8次深谷市障害者計画は令和9年度から令和14年度までの6年間、第8期深谷市障害福祉計画及び第4期深谷市障害児福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

（1）障害者プラン策定に係るアンケート調査等の実施（調査対象者の抽出と宛名ラベルの作成は深谷市が行い、受託者に提供する）

○障害者及び障害児とその家族を対象とした郵送によるアンケート調査の実施

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の各所持者とその家族の中から、障害者・障害児合わせて1,200件程度。
- ・アンケートの調査内容・項目案の考察、調査票原稿の作成、調査票・封筒の印刷、郵送業務（封入・郵送）、郵送返送費用の負担、調査集計、結果分析、報告書作成等を受託業者が担当。

○市民アンケートの実施

- ・18歳以上の市民を対象に1,000人を無作為抽出（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持たない方）。
- ・調査内容の検討、調査票原稿の作成、調査票・封筒の印刷、郵送業務（封入・郵送）、郵送返送費の負担、入力集計、結果分析、報告書作成等を受託業者が担当。

○障害者関係機関や団体を対象としたヒアリング及びアンケート調査（方法については要協議）

- ・調査内容案の考察、調査票原稿の作成、分析、報告書作成等は受託業者が担当。機関や団体との連絡調整は深谷市が担当する。

（2）成果品（アンケート調査実施分）の提出

○障害者・児の生活状況と障害福祉サービス利用等に関する意識調査結果報告書

- ・A4版50部（1色刷、簡易印刷ホッチキスどめ）の提出。提出する物には電子データ一式を含む。

（3）第7次深谷市障害者プラン策定支援

○障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法と障害保健福祉の取り巻く現状と課題の把握、分析支援

- ・上位・関連計画の把握
- ・深谷市総合計画、深谷市地域福祉計画、国及び埼玉県の計画の進捗状況の把握
- ・現行計画の検証と評価
- ・当事者ニーズ等のまとめ
- ・アンケートの集計、結果分析等

○計画における課題の設定支援

- ・分野別課題のまとめ
- ・重点課題の設定

○障害者プラン策定委員会の開催支援（年4回程度）

- ・委員会資料の作成（委員の障害特性に配慮した資料とする）

- ・当日の運営支援
- ・委員会の議事録作成

○計画素案の作成支援

- ・計画の基本方向（理念、目標、施策体系、重点取組）の作成
- ・個別施策・事業の作成
- ・計画推進体制の作成
- ・計画の点検・評価体制の作成

○パブリックコメントの支援

- ・素案作成後のパブリックコメントの支援
- ・資料の作成
- ・結果の集計、分析及び素案への反映、整理

○計画の進行管理構築業務

- ・計画実施にあたっての具体的な推進体制及び進行管理方法等についての提案

○計画全体としての取りまとめと印刷製本

(4) 成果品（計画関係分）の提出

○第7次深谷市障害者プラン素案（策定委員会会議資料及びパブリックコメント用）

- ・A4版・50部・約110頁・1色刷・簡易印刷ホッチキスどめ

○第7次深谷市障害者プラン

- ・A4版・200部・約130頁・1色刷

○第7次深谷市障害者プラン概要版

- ・A4版・1,100部・表紙を含め8頁・全頁4色刷り、中綴じ

○上記のホームページ公開用PDFデータ一式

○その他関係書類一式（電子データ一式含む）

\*第7次深谷市障害者プラン、概要版ともに全ページ音声コード付とする。

#### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### 5. 主な日程（予定）

令和8年 5月～6月頃	アンケート実施
令和8年 7月頃	成果品（アンケート実施分）
	関係機関や障害者団体に対するヒアリング実施
令和8年 9月頃	計画骨子案作成
令和8年12月頃	パブリックコメントの実施
令和9年 3月頃	計画決定・公表

※その他、深谷市障害者プラン策定委員会の開催は、令和8年5月・9月・12月、令和9年2月頃を予定している。

#### 6. その他

- ① 業務遂行にあたっては、計画策定の事務局である深谷市福祉健康部障害福祉課等との連絡調整を図るとともに、国・埼玉県等により示される計画策定指針等を十分に踏まえるよう配慮すること。
- ② 本業務の手続において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ③ 本業務の受託者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。業務の一部（主要部分を除く）を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこと。
- ④ 成果品の著作権及び所有権は使用分、未使用分にかかわらず、市に帰属するものとする。
- ⑤ 仕様書に記載のない事項については市と協議し決定すること。